

平成31年3月

定例教育委員会会議

会議録

平成31年3月28日開催

会 議 録

開催日時	平成31年3月28日(木)		午後1時30分 開会 午後3時 5分 閉会																		
場 所	旭川市教育委員会 会議室																				
出席者	教育長 及び委員	教育長 赤岡 昌弘, 教育長職務代理者 杉山 信治, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣																			
	事務局 説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 野崎 幸宏</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 大鷹 明</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 山川 俊巳</td> <td>社会教育課長 樽井 里美</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 岩崎 昌美</td> <td>科学館長 伊藤 豊</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 石原 伸広</td> <td>文化振興課文化振興係長 山崎 拓哉</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長 三浦 雅仁</td> <td>文化振興課彫刻美術館長 大木 啓</td> </tr> <tr> <td>教育指導課長 佐藤 潤一</td> <td>中央図書館事務係長 松山 育誠</td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長 原 伸之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 佐々木 康成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹 水野 泰子</td> <td></td> </tr> </table>		学校教育部長 野崎 幸宏	社会教育部長 大鷹 明	学校教育部次長 山川 俊巳	社会教育課長 樽井 里美	学校教育部次長 岩崎 昌美	科学館長 伊藤 豊	学校教育部次長 石原 伸広	文化振興課文化振興係長 山崎 拓哉	学校施設課長 三浦 雅仁	文化振興課彫刻美術館長 大木 啓	教育指導課長 佐藤 潤一	中央図書館事務係長 松山 育誠	適正配置担当課長 原 伸之		教職員担当課長 佐々木 康成		教育政策課主幹 水野 泰子	
	学校教育部長 野崎 幸宏	社会教育部長 大鷹 明																			
学校教育部次長 山川 俊巳	社会教育課長 樽井 里美																				
学校教育部次長 岩崎 昌美	科学館長 伊藤 豊																				
学校教育部次長 石原 伸広	文化振興課文化振興係長 山崎 拓哉																				
学校施設課長 三浦 雅仁	文化振興課彫刻美術館長 大木 啓																				
教育指導課長 佐藤 潤一	中央図書館事務係長 松山 育誠																				
適正配置担当課長 原 伸之																					
教職員担当課長 佐々木 康成																					
教育政策課主幹 水野 泰子																					
事務局 職員	教育政策課主査 中村 星子 教育政策課 高野 由布紀																				
傍聴者	0人																				
公開・非公開の別	一部非公開																				
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 平成31年度一般会計予算の補正について ・議案第2号 旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第3号 旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第4号 旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第5号 旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第6号 旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第7号 旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ・議案第8号 旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を改正する訓令の制定について ・議案第9号 中原悌二郎賞選考委員の委嘱について ・議案第10号 第2期旭川市学校教育基本計画の策定について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について 																				

- ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について
- ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について

5 報告事項

- (1) 平成31年度教育予算について
- (2) 旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の構成について
- (3) 旭川市立学校職員の懲戒処分について
- (4) 平成30年度教育奨励賞の決定について
- (5) 「旭川市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針（策定の指針）」について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成31年3月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>	
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>	
教 育 長	<p>会議録ですが、平成30年11月定例教育委員会会議（平成30年11月19日開催）、平成30年11月第1回臨時教育委員会会議（平成30年11月27日開催）及び平成30年12月定例教育委員会会議（平成30年12月21日）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>	
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p>	
各 教 育 員 長	<p>御意見がありませんので、平成30年11月定例教育委員会会議、平成30年11月第1回臨時教育委員会会議及び平成30年12月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>	
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成30年11月定例教育委員会会議、平成30年11月第1回臨時教育委員会会議及び平成30年12月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>	
各 教 育 員 長	<p>なお、平成31年1月第1回臨時教育委員会会議（平成31年1月14日開催）、平成31年1月定例教育委員会会議（平成31年1月22日開催）及び平成31年2月定例教育委員会会議（平成31年2月8日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというのでよろしいですか。</p>	
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成31年1月第1回臨時教育委員会会議、平成31年1月定例教育委員会会議及び平成31年2月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>	
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「平成31年度一般会計予算の補正について」、議案第9号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>	
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「平成31年度一般会計予算の補正</p>	

社会教育課長	<p>について」、議案第9号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>議案第2号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>
教 育 長	<p>このたびの改正は、社会教育部文化振興課文化振興係について、現行の係制を廃止してスタッフ制に変更するため、規則の一部を改正しようとするものです。</p> <p>改正内容としては、文化振興係を廃止するため、組織及び事務分掌を定めております条項から文化振興係の文言を削除するなど、関係規定を整備するものです。</p> <p>議案第2号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
社会教育課長	<p>市役所内では、スタッフ制と係制が混在しておりまして、その業務の性質によってスタッフ制をとったり、係制をとったりしています。文化振興課の場合は、スタッフ制の方がより機動的に行動できるということで、今回、規則を改正しようとするものです。</p> <p>効率的な事務の執行が可能になったり、課長のリーダーシップが発揮されるなどのメリットもあります。文化振興課では、平成28年度頃から文化財などの特命事項が多くありまして、それを担当する課長補佐を課の中に置いていたのですが、スタッフ制にした方がより機能するという点もありまして、今回、スタッフ制にさせていただきたいということです。</p>
教 育 長 各 教 員 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第2号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
石原学校教育部次長	<p>次に、議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第8号「旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を改正する訓令の制定について」と関連する内容ですので、一括して説明願います。</p> <p>これらについては、平成31年第1回定例市議会において、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例が可決、公布されたことに伴い、整備を行うものです。なお、条例の改正においては、東旭川学校給食共同調理所に加え、学校に附置するいわゆる親子の学校給食調理施設20か所を共同調理所として位置付けたところです。</p> <p>主な改正内容ですが、まず、議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、親子の共同調理所を条例において規定したことに伴い、現在、規則においてそれらを規定している部分を削除するなどの整理を行ったものです。</p> <p>続きまして、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、同規則に学校給食共同調理所に係る管理運営事項を規定しているところですが、これらのうち職員の配置や職務内容について、現在の実態に合わせて整理を行ったものです。</p> <p>続きまして、議案第8号「旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を</p>

	<p>改正する訓令の制定について」は、学校に附置する調理所を共同調理所に加えたことに伴い、共同調理所の間において事務分掌に違いが生じることから、それらを整理するとともに、改めて職員の遵守事項などについて整理を行ったものです。</p> <p>なお、これら3件については、いずれも平成31年4月1日からの施行としております。</p>
教 育 長	<p>議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第8号「旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
学校教育部長	<p>分かりやすく簡潔に説明してください。</p> <p>今までは、東旭川学校給食共同調理所のみが条例で規定されていたのですが、栄養教諭の配置を増やすため、学校に附置する共同調理所についても条例に規定しました。考え方は今までと同じなのですが、条例化したことに伴い、今まで規則で規定していた共同調理所をなくしたことで、現在は配置されていない職員の規定などがありましたので、そういった部分も合わせて今回整理を行いました。</p>
杉 山 委 員	<p>議案第4号の第2条に記載されている共同調理所には、学校に附置されている共同調理所は元々含まれなかったということですか。</p>
石原学校教育部長	<p>そうです。</p>
杉 山 委 員	<p>所長はいなかったということですね。</p>
学校教育部長	<p>はい。</p>
杉 山 委 員	<p>今回の改正で、組織のスリム化を図ることができたということではないのですね。</p>
学校教育部長	<p>そうです。</p>
教 育 長	<p>条例に規定したことにより、栄養教諭が増えることになりました。</p>
学校教育部長	<p>一人の栄養教諭が3校や4校を担当していたので、その状態を解消するため、条例に規定しました。</p>
石原学校教育部長	<p>条例の改正により、新たに6人の栄養教諭を配置することができるようになります。</p>
教 育 長	<p>他に御意見、御質問等はありませんか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第8号「旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第8号「旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
	<p>次に、議案第5号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、議案第7号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」と関連する内容ですので、一括して説明願います。</p>
社会教育課長	<p>まず、議案第5号についてです。今回の改正は、平成29年7月から試行的に実施しておりました中央図書館の開館時間拡充を新年度から本格的に実施することによる改正です。改正の内容としては、旭川市図書館条例施行規則中の中央図書館の開館時間を変更し、開館時間の拡大を行うもの</p>

でありまして、変更点としては、開館時間を30分早めて午前9時30分から開館し、火曜日から金曜日までの閉館時間を午後7時に統一し、土曜日・日曜日・祝日の閉館時間を1時間延長し、午後6時とするものです。このことにより、中央図書館の開館時間が1週間で5時間の拡大となります。

続きまして、議案第7号についてです。今回の改正は、先ほどの議案第5号の中央図書館の開館時間拡大に伴います旭川市図書館条例施行規則の一部改正に併せて改正するものです。

図書館の勤務時間は、閉館時間の関係から三つの勤務形態になっておりますが、火曜日から金曜日までの平日の閉館時間を午後7時にしたことにより、C勤務の勤務時間を今までの午前11時45分から午後8時15分までとしたものを午前10時45分から午後7時15分までに改正するものです。勤務時間中の休憩時間に関しては、今までと同じように45分となっております。

教 育 長 議案第5号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第7号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。

杉 山 委 員 今まで試行実施していたものを本格的に実施するというのですが、1週間で5時間の拡大になるというのは、旧の規則に比べて5時間の拡大になるということですか。それとも、試行期間中に比べて5時間の拡大になるのですか。

社会教育課長 旧の規則に比べて、1週間で5時間の拡大になります。来年度から本格的に実施するため、これらの規則等を改正することになりました。

教 育 長 実態は、試行実施中と全く変わりませんよね。

社会教育課長 はい、変わりません。

教 育 長 他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、議案第5号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第7号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 異議ありません。

教 育 長 「異議なし。」と認め、議案第5号「旭川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第7号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第6号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。

科 学 館 長 今回の改正は、平成27年度から実施してきた6月から9月までの多忙期の無休開館を平成31年度から廃止することに伴うものです。

改正の内容としては、休館日の規定のうち、除外していた6月から9月までの繁忙期の毎週月曜日、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、休日を経過した最初の日を休館日とするとともに、毎月月末に設定する保守点検休館日を7月及び8月にも設定しようとするものです。

教 育 長 議案第6号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。

もう少し分かりやすく説明してください。

科 学 館 長 平成27年度から、6月から9月までの月曜日を開館してきましたが、この月曜日を休館日に戻すことになりました。理由は、6月から9月までの4か月間のうち、6月と9月については、入館者数がとても少なくなる

	ことから、そうであれば、月曜日を休館日とし、それ以外のときにマンパワーをそちらの方に移行して、いろいろな企画を行うことで入館者を増やしていきたいという考えから、この期間中における月曜日開館を廃止するものです。
社会教育課長	実施してみないと分からない部分もありますので、状況なども見ながら考え、最終的な形にしたいと思います。
科学館長	ただし、6月から9月までの月曜日について、来年度からいきなり休館日にしてしまうと混乱しますので、7月下旬から8月一杯位までは、夏休み期間中ということもあり、全国各地からたくさん子どもたちが来ますので、何とか開館したいと思っています。その結果、やはり月曜日にも開館してほしいなどの要望があった場合は、再度、検討させていただきたいと考えています。
杉山委員	一般的には、美術館などもそうですが、月曜日が休館日だということは、多くの市民が知っていると思います。一方で、6月から9月までの月曜日に科学館が開館していることを知っている市民はおそらく少ないのではないかと思います。 市の施設で、夏休み期間中などに月曜日にも開館している施設はありますか。
科学館長	彫刻美術館は開館しています。
社会教育課長	中央図書館や博物館も開館しています。
杉山委員	ある施設は開館していて、ある施設は休館しているということではなく、全て連携してほしいです。市民のことを考えたら、なるべく開館した方がよいと思いますが、開館日などが周知されていなければ、結果的に無駄なコストを使うこととなります。 平成27年度以降の実績で見ると、6月と9月の月曜日の入館者は少ないのですよね。
科学館長	はい。
杉山委員	7月や8月も同じぐらいの入館者数なのですか。
科学館長	7月、8月は、夏休み期間中ということで、開館日が多いほど入館者数が多くなります。
社会教育課長	社会教育部の施設の中で、開館している施設と、閉館している施設があるということは、市民にも分かりにくい部分があると思っておりまして、やはりそのことについても、今回の科学館の実施状況なども見た中で、総合的に考える必要があると思っております。
杉山委員	文学資料館は、日曜日と月曜日を休館日としていたり、施設によってバラバラです。アウトソーシングしている施設もありますが、市民は市の施設だと思っていますので、統一する必要があるのではないかと思います。
本田委員	やはり7月、8月の子どもの居場所ということを考えたら、施設の種類によって入館の対象となる方が変わりますので、そういった条件の差異もあるのではないかと思います。特例で月曜日は開館すると言っていました。科学館については、繁忙期である7月と8月の月曜日については、是非、継続して開館していただく方がよいと思います。科学館が開館するから、彫刻美術館もという話ではありませんが、その施設ごとの入館対象となる市民の調査というのも必要になるのではないかと思います。
教育長	PRが大切になりますね。
社会教育課長	急に月曜日を休館日としてしまうと、これまで月曜日に来館されていた方が困りますので、しっかりと周知をしていかなければと思っています。
教育長	他に御意見、御質問等がありますか。
各委員	ありません。
教育長	それでは、議案第6号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各委員	異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第6号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第10号「第2期旭川市学校教育基本計画の策定について」、説明願います。

本日は、2月1日から3月4日まで実施しました意見提出手続についての御報告と、2月の教育委員会会議でいただいた御意見等を踏まえ、第2期旭川市学校教育基本計画といたしましたので、御審議をお願いします。

まず、いただいた御意見の内容は、小・中学校の適正配置に関わるものが9件、廃校校舎等の跡利用に関わるものが2件、部活動等に関わるものが2件、このほか、学校教育全般に関わるものなど、全部で16件の御意見をいただきました。これらの御意見については、素案におおむね盛り込まれている、あるいは、参考意見とさせていただくような内容でした。今後は、素案に対して寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方について、意見提出手続事務取扱基準第11条の規定に基づき、意見提出者に回答し、本市ホームページに掲載し公表する予定となっています。

それでは、議案第10号別冊を御覧ください。前回読みやすい、分かりやすいという観点を大切になどの御意見いただきまして、その御意見を踏まえ、各項目の配列や表現の見直し等を行いました。

まず、計画全体の構成についてです。これまで、第2期計画は、本編と事務事業編で構成する旨を御説明してきましたが、事務事業は計画と同列にはならないことから、年度ごとに事務事業をまとめて提示する形で整理したいと考えています。また、事務事業については、国や道の事業を活用するものなど、新年度に入ってから事務事業が決まるものもあることから、資料1のような形で、毎年、4月に入ってからお示ししたいと考えております。

別冊の1ページには、「i 計画策定の趣旨」、「ii 計画の位置付け」、「iii 計画について」を記載しております。

2ページから3ページまでは、「iv 教育を取り巻く現状と課題」を、4ページからは、「v 第1期計画の取組の状況」を記載し、第1期計画の基本目標に位置付けた基本施策ごとの主な取組、成果指標に基づく取組の状況、今後の方向性をまとめ、10ページまで同じ構成となっています。

次に、11ページを御覧ください。11ページ以降は、第2期計画の部分です。ここからが第2期計画であることが分かるように一番最初のところにタイトルと基本理念である「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」を記載しています。

12ページは、目指す子ども像を記載しています。ここまでの部分は、これまでとおおむね変わりません。

13ページは、計画の体系です。上から基本理念、目指す子ども像、目標、基本施策、取組を記載し、この計画に位置付けているものを初めにお示しし、その後の目標などを順に載せています。

14ページは、目標、基本施策、取組を整理し、目標1のこれから推進していく内容と説明、設定した基本施策と更にそれぞれの施策に設定している取組について記載しています。

15ページは、基本施策1です。前回、基本施策の説明をとの御意見がありましたので、基本施策で推進する内容について、このようなことを進めていく、充実を図っていくといった内容を記載し、その下に指標を記載しています。基本施策には、客観的数値や事業実績、子どもの実感など、計画全体で26の指標を設定することで、その成果を明らかにするものとします。指標の掲載については、前回、いろいろと御意見いただきまして、基本施策に設定していること、また、分かりやすくするために基本施策の説明の次に記載しています。

学校教育においては、児童生徒や保護者、学校等の個々の状況も踏まえ

て、成果を捉えることが必要であり、一つの指標のみをもって成果を把握することは難しいことから、複数の指標により基本施策の成果を捉えていこうと考えております。なお、単位は％に統一しました。

基本施策1には、五つの指標を設定しております。例えば、指標1については、全国学力・学習状況調査の指標になりますが、いわゆる下位層の割合ということで、少ない方が良いというような形の指標になります。

平成30年度の状況では、小学校の国語が、旭川が20.8％に対して、全国が22.0％となっており、全国よりも旭川の方が1.2ポイント下位層が少ない状況です。小学校の算数だと、旭川と全国は同率であり、中学校では、国語では0.2ポイント、数学では5.2ポイント、全国よりも下位層が多い状況になり、こちらについては、もう少し頑張っていかなければならない状況になっております。

平成39年度には、これら4項目を全国よりも下位層が少ない状況にしていこうといった指標になっており、少ない状況を維持していくことが必要だと考えております。

指標2では、各教科等の授業において、課題の解決に自ら考え取り組んでいる児童生徒の割合なので、この指標は子どもの実感を指標としており、各学校の学校評価も参考としながら、状況を把握していこうと考えています。

16ページを御覧ください。基本施策1に設定した取組1「旭川市確かな学力育成プランに基づく取組の推進」を記載しています。基本施策に設定した取組は、全て3段構成で、1段目が社会や時代の要請、背景など、2段目が本市の状況、課題など、3段目が今後の取組などの方向性を記載し、内容については、これまでの素案の段階でお示しした内容とおおむね変わりませんが、読みやすくといった観点で、一つの取組を1ページに記載しています。各取組の事務事業について、下段に記載しています。

具体的な取組については、できるだけ事務事業に記載したところですが、関連する事務事業が全体として捉えにくいこともあることから、いくつかの事務事業をまとめるなど、整理しております。

資料1を御覧ください。目次の後に、事務事業の見方を記載しており、1ページ以降に事務事業を掲載しています。先ほど申し上げましたように事務事業をまとめたということと言えますと、5ページの取組2「新しい時代に対応した教育の推進」の「2-1 英語教育の推進」を御覧ください。これまでは、工程表で矢印になっている部分が一つ一つの事務事業というような形で整理してきましたが、個別に記載したものを記載することによって、関連した事業や取組をまとまりとして捉えやすくなる考え、記載方法を変更しました。

各事務事業は、その内容をまず文章で記載し、工程表で事業の方向性や展望などが分かるように記載しています。工程表の下には、実施状況や実績等を記載していくこととし、平成30年度の状況について記載しています。毎年度、実施した事業の結果を当該年度の欄に記載し、進捗をはかっていきたいと考えております。

以下、事務事業については、38ページまでありまして、全部で62事務事業を掲載しています。この事務事業は、先ほども申し上げましたが、予算状況や事業成果などを踏まえて、毎年度、見直しを行い、4月に入ってからお示しするという形で整理したいと考えております。

別冊を御覧ください。18ページからは基本施策2について記載しております。基本施策2の指標は、6から12までとなっています。

19ページからは、基本施策2と基本施策3に設定した取組等を記載しています。

27ページからは目標2を、36ページからは目標3を記載していますが、目標1と同様の構成で記載しています。

教 育 長	<p>4 2 ページは、第 2 期計画の評価方法等について記載しています。</p> <p>資料編の 1 ページから 4 ページまでは用語解説を、5、6 ページが旭川市学校教育基本計画懇話会の経過等を、7 ページからは旭川市の児童生徒の教育に関するアンケート調査結果をまとめたものを掲載しています。</p>
本 田 委 員	<p>議案第 10 号「第 2 期旭川市学校教育基本計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>いただいた御意見については、表現が露骨なものや、計画の内容をそのまま記載しているような内容のものです。これらの意見は、果たしてパブリックコメントの意見として値するのでしょうか。市民に対し公表するものとしては、いかがなものかという感想を持ちました。</p>
杉 山 委 員	<p>前回の会議で出た意見を踏まえて、基本施策の後ろにコメントを記載していただいたことや、指標にしては、あまりにも狭い範囲のことを言っているのではないかという意見に対しては、いろいろと検討していただき、項目の入れ替えを行っていますし、全体としてとても良くなったと思います。</p>
教 育 長	<p>皆さんの御意見をできるだけ取り入れて、もう一度精査を行い、なるべく分かりやすく、統一性のある形にしました。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>それでは、議案第 10 号「第 2 期旭川市学校教育基本計画の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第 10 号「第 2 期旭川市学校教育基本計画の策定について」は、原案どおり決定します。</p>
学 校 教 育 部 長	<p>次に、報告事項（1）「平成 31 年度教育予算について」、報告願います。</p> <p>報告事項（1）資料を御覧いただきたいと思います。</p> <p>平成 31 年度教育予算については、1 月 22 日の平成 31 年 1 月定例教育委員会会議で議決いただき、市長に意見の申出をしたところであり、3 月 22 日に予算について議決を得ました。旭川市全体の一般会計予算の概要についてですが、平成 31 年度当初予算は、1、570 億 7 千万円であり、対前年度比 17 億 6 千万円の増、率にして 1.1% の増となっております。</p> <p>資料 1 ページの「平成 31 年度教育予算概要」を御覧ください。市長部局である子育て支援部、総務部及び観光スポーツ交流部が所管する予算を含めた「10 款 教育費」の総額は、93 億 9,978 万 1 千円であり、対前年度比 6 億 5,367 万 5 千円の増、率にして 7.5% の増となっております。平成 31 年度の教育委員会全体の予算としては、80 億 3,367 万 3 千円で、前年度から見ると 9.0% の増となっております。うち、学校教育部がその主体になっておりますが、66 億 1,131 万 6 千円で、対前年度比 6 億 6,621 万 8 千円、率で 11.2% の増となりました。社会教育部は、14 億 2,235 万 7 千円、対前年度比 32 万 5 千円の増、率で 0.02% の増となったところです。</p> <p>2 ページ目は、当初予算額と前年度の予算額、事業内容、平成 31 年第 1 回定例市議会での質疑や考え方などを記載しています。</p> <p>No. 1 のスクールカウンセラー活用推進費について、市費と道費を組み合わせて各学校に配置しますが、道費は減となったことから、全体の配置回数が減ることになります。現在、効果的な配置について、限られた予算の中で工夫していこうと検討しているところです。</p> <p>次に、No. 2 の特別支援教育推進費については、公明党の室井議員と日本共産党の石川議員から質疑がありました。日本共産党の石川議員からは、現在の学校教育基本計画では、補助指導員の数が目標人数である 87 人に達していないのに、前年並みの数字になるのはおかしいのではないか</p>

という質疑がありました。働き方改革をするために、このような人材を学校に入れるべきなのに、入れないということはやる気が見えないと指摘されたところ。事業内容の変更としては、当初、看護師は9人ということで考えておりましたが、最終的に10人必要になりましたので、そのような形で変更をかけて執行しようとしているところです。

No. 3の就学助成費（小・中）については、新入学用品費などの単価増や、消費税の影響分での単価増も認められたところです。こちらの質疑の中では、品目改訂の内容などもあります。新入学用品費の単価が上がったが、中学校の場合、制服代で大体はなくなるので、足りないのではないのか。また、そういう中で生活保護基準の引き下げの影響がないようにと念押しされたところです。

No. 4の小中連携一貫コミュニティ・スクール推進費については、自民党・市民会議の木下議員から、全学校に拡大するということが、地域事情がそれぞれ異なっているので、地域の方に十分理解いただきながら進めなければならないのではないのか。また、導入は働き方改革の質疑の中であったところですが、いろいろな方がコミュニティ・スクールに入ってくるので学校への理解をしていただける方を選任し、教員の負担とならないように進めるべきだという質疑がありました。また、日本共産党の石川議員からも働き方改革に関わり、この導入が教員の負担増加になると教員から聞いているが、こういう拡大は見直すべきだという旨の指摘があったところです。

No. 5の（新）豊岡小学校増改築費については、無所属の金谷議員から質疑があり、豊岡小学校は、周囲に行き止まりの川や行き止まりの道路等があるので、工事を進めるに当たっては、設計段階から安全確保に配慮するようという旨の指摘があったところです。

No. 6の学校施設大規模改修費（小・中）については、予算額が9千万円となっております。これは、平成30年度の国の補正予算、最終補正というものが、そちらに移行したということになります。実額については変更ありませんが、こちらについて、アスベスト含有断熱材を使用した煙突改修の全てを補正予算に回したということで、大きな金額が当初予算からはなくなりました。これに関しては、日本共産党の小松議員から、老朽化している施設が非常に見受けられ、赤水の影響で水筒を持ってきている所もあると聞いている。早く進めるように市全体としてきちんと優先順位を付けて学校施設についても取り組むべきだという旨の指摘がありました。その他トイレの洋式化について、公明党の中野議員から、また、無所属の藤澤議員からは、教職員のトイレについても洋式化を進めるべきだという旨の指摘があったところです。

No. 7の東旭川学校給食共同調理所改築費については、虹と緑の山城議員から、化学物質過敏症の防止について、保健所で周知している中でPEN食器を入れることはどうなのか、化学物質でできているPEN食器を入れることは認められないのではないのかという旨の質疑がありました。日本共産党の小松議員からは、検証等導入の決定手続の順番が違ったことについて反省を求め、検証後、改めて方針を決めたのかという内容でしたので、方針自体はずっと維持してきており、今回この予算を認めていただくことでPEN食器の導入を進めていきたいという趣旨の答弁をしたところです。

学校教育部に关しましては以上です。

社会教育部長

引き続き、社会教育部に係る予算について概要等を御説明申し上げます。

12ページを御覧下さい。前回予算提案いたしました内容からの主な変更点などについて記載しております。

No. 1のジオパーク構想推進費については、事業評価どおり、地域おこし協力隊の任用に関する経費や、ジオパーク構想推進協議会への負担金

などを精査して予算措置されました。

N o . 2 の文化芸術活動振興費については、事業評価どおり、市民ギャラリー運営に係る旭川デザイン協議会への負担金などを精査して予算措置されました。

N o . 3 は飛ばしまして、N o . 4 の（新）緑が丘図書コーナー開設費についても、予算措置されました。

次に、平成31年第1回定例市議会での質疑及び考え方の応答趣旨についてですが、ジオパーク構想推進費については、公明党の室井議員から、代表質問の中で、日本ジオパーク認定に向けて旭川市や近郊自治体の盛り上がりはいま一步と思うけれども、住民の機運を高めるためにどう取り組んでいくのかという趣旨の質問がありました。これについては、今後とも、推進協議会の各自治体・民間団体の皆様の協力を得ながら、これまでの取組を充実するとともに、認定実現に向けて市としても、ジオパークへの住民理解度を高める様々な事業を進めていく旨を答弁しているところです。

また、民主・市民連合の白鳥議員から、予算等審査特別委員会の質疑の中で、現状の課題認識と認定に向けた今後の取組について質疑がありました。その中では、他の地域における認定見送りや条件付認定、また場合によっては認定取り消しというようなジオパークがありますので、そういう課題等を整理しながら、準備を進めていく必要があると考えているところです。

続きまして、文化芸術活動振興費については、予算の特別委員会の中で無所属の藤澤議員から、今年度開設した市民ギャラリーについての関係団体や利用者からの意見、要望についての認識と今後の考え方について質疑がありました。これらについても利用者の御意見等も参考にしながら関係団体とも今後意見交換を行い、利便性の向上と利用拡充につながるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、（新）緑が丘図書コーナー開設費については、これも予算の特別委員会の中で日本共産党の石川議員から、図書コーナーの運営方法、開設時間帯や、図書の貸出しや返却などの手法等について、地元の方々の要望にきちんと応えられているのかという質疑がありました。中々分室までの整備までは行えないので、今後とも、地域要望等を踏まえながら、市長部局とも連携しながら図書館サービスの提供を検討していきたい旨を答弁しております。

また、社会教育部の全臨時事業については、13ページの臨時事業一覧、14ページから18ページまでの社会教育部臨時事業説明資料を御参照ください。

以上、社会教育部所管予算に係る主な概要についての報告とさせていただきます。

教 育 長
本 田 委 員

報告事項（1）「平成31年度教育予算について」、御意見、御質問等がありますか。

外枠としては確保されたような気がしますが、投入されている金額が多い部分は、それぞれの学校へというものよりも、器の部分が增多しているので、確保されたかのように見えていて、部品で見えていくと、例えば、学校運営充実費が減額となっています。やはり、そういった部分には、課題意識を持っていただかないとならないと思います。日々の教育活動を支える予算を確保していただけるよう、強く言っていかなければならないと思います。市民には教育費は減らしていませんと言っているけれども、実は子どもたちに関わるお金は減っているよなという危機感を持ちましたので、今後、気を付けていただけたら有り難いと思います。

学校の老朽化が進み、煙突の件もあつたりしたので、そこに予算を投入しないとならないということは分かっているのですが、日々の教育活動を保証する予算は是非減らさないでいただきたいと思います。何のために

教 育 長	<p>使うのか、何年かけて用意するのかというようなことを、校長はしっかりと計画を立てるなどの努力が大事です。説明がつくような予算要望をしたいものだなと思いました。</p>
本 田 委 員	<p>政策的に進めるものについては、予算は付きやすいのですが、足下のお金というのは、気を付けないといつの間にか少なくなったりすることがあります。ただ、市全体の財政状況が非常に厳しいことは事実で、そういった中でアスベストなどが問題になり、ハードの整備をしなくてはならなくなりました。中核市の平均から言うと、もう少し伸びしろがあるかなという感じがします。</p>
近 藤 委 員	<p>厳しい財政状況の中で、教育に関わる予算の減額はしていないという強みはあるけれどもというところで、頑張りましたというのは外に向かって言っていただくけれど、やはり足下というか、そこを固めない倒れるのではないかという心配があります。</p>
教 育 長	<p>学校はどんどん老朽化していくので、改修に掛かるお金は、継続して必要になりますが、内側に回せるお金というのは、全然増えなのだなと思いました。必要がある場合は、統廃合なども考えた方が良いのかなと感じました。</p>
各 委 員	<p>教育の視点からの統廃合ということになるので、皆さんの御理解を得ながらとなると時間が掛かると思います。</p>
各 教 育 長	<p>他に御意見、御質問等はありませんか。</p>
適正配置担当課長	<p>ありません。</p>
適正配置担当課長	<p>それでは、報告事項（１）「平成３１年度教育予算について」は、報告を受けたこととします。</p>
適正配置担当課長	<p>次に、報告事項（２）「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の構成について」、報告願います。</p>
適正配置担当課長	<p>本懇談会では、旭川市立小・中学校適正配置計画の見直しに関わり設置を予定しており、その構成員としては、旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会設置要綱第３条の規定により、１３人を予定しております。学識経験者として大学教員を２人、関係団体等として小学校長会、中学校長会、旭川私立幼稚園協会及び民間企業からそれぞれ１人ずつ、保護者及び地域からそれぞれ２人ずつの推薦を依頼したいと考えております。そのほか、本市では、附属機関等における公募委員の割合を２０％以上とすることを目標としていることから、２０歳以上で原則として市の附属機関等の委員に就任していない方３人を公募する予定です。公募期間は、４月１５日（月）から５月１５日（水）までの１か月間で、市民広報やホームページに掲載するとともに、市役所や支所、公民館などにチラシと応募用紙を設置し、周知を図り、応募のありました方の中から、男女各１人以上で３人の方を選考したいと考えているところです。懇談会は、６月から１１月までに３回程度開催し、第１期の進捗状況や今後の計画の在り方等に関する意見交換を行うことを予定しており、懇談会でありました意見等を踏まえ計画の見直しを進めてまいります。なお、見直しの経過については、随時、教育委員会会議に御報告いたします。</p>
教 育 長	<p>報告事項（２）「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の構成について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>それでは、報告事項（２）「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の構成について」は、報告を受けたこととします。</p>
岩崎学校教育部長	<p>次に、報告事項（４）「平成３０年度教育奨励賞の決定について」、報告願います。</p>
岩崎学校教育部長	<p>旭川市教育奨励賞は、文化、スポーツの分野において優れた実績を挙げた小学校、中学校、高等学校の児童、生徒又はその団体を、学校長の推薦に基づいて表彰しているものです。今年度の表彰者名簿をお配りしており</p>

教 育 長
各 委 員
教 育 長
教育指導課長

ますが、今回は1団体、3個人を決定しております。贈呈式については、教育委員会において平成31年3月25日に執り行い、表彰状及び記念品を授与いたしましたことを御報告させていただきます。

報告事項(4)「平成30年度教育奨励賞の決定について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(4)「平成30年度教育奨励賞の決定について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(5)「旭川市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針(策定の指針)」について、報告願います。

これまで、市内全ての小・中学校が、いじめの防止等の取組を適切に進められるよう、学校が策定する「学校いじめ防止基本方針」のひな形となる(案)を教育委員会が作成し、学校に配付してきたところです。このたび、本年2月に「旭川市いじめ防止基本方針」を策定したことから、学校は、市の基本方針の内容に基づき学校のいじめ防止基本方針を策定することとなること、また、各学校におけるいじめの認知や解消などの状況や、いじめの未然防止に向けた学校独自の取組など、学校の実情を踏まえた基本方針を策定することが求められていることなどから、策定の指針として今回作成し、先日、学校へ配付したところです。

別冊の資料を御覧ください。1ページから3ページまでは、市のいじめ防止基本方針に記載している学校いじめ防止基本方針策定の意義、留意事項などについて示しており、それぞれ市の基本方針の何ページに詳しく記載してあるか、本指針に添付してある資料との関連について、枠の下に「参照」の矢印で示しております。

4ページから7ページまでは、学校いじめ防止基本方針の構成例であり、市の基本方針との整合が図られるように構成しています。構成例の第1章は、市の基本方針の第1章と同様の構成で、「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」としております。各項目には、点線の囲みで、その項目を記載する際の留意事項を記載しており、各学校が自校の基本方針を策定する際、記載が必要な内容に落ちがないように、示しております。また、「参照」の矢印で、各項目に対応している市の基本方針のページを記載しております。

構成例の第2章は、市の基本方針の第2章(2)「学校が実施するいじめの防止等の取組」を踏まえて構成しています。

また、6ページの5「いじめの兆候の早期発見と積極的な認知」など、本指針に添付した資料の掲載が必要な項目については、実線の囲みで、その旨を示すとともに、「参照」の矢印で本指針の資料の番号を示しています。

7ページを御覧ください。「7資料」では、本指針に添付している五つの資料の内容や活用方法等について説明しております。

資料①は、学校がいじめの防止等の取組や教職員の研修内容等の年間計画である「学校いじめ防止プログラム」です。学校の実情に応じて、オブジェクトを移動したり、削除・追加したりして、自校のプログラムに作成できるように資料としております。

資料②は、いじめの把握、報告、対処、解消、再発防止までの学校の対応について、一連の流れで示したマニュアルになります。

資料③は、教員が児童生徒一人一人にいじめの兆候がないかを客観的にチェックするためのリストです。教育相談やアンケートの実施時に合わせて使用する形で、活用することが考えられます。

資料④は、児童生徒や保護者が、いじめの問題等について相談できるよう、学校の基本方針で周知するための相談窓口の一覧です。

資料⑤は、本指針で示した構成例に沿った、学校の基本方針のひな形で

	あり、学校が、必要に応じて活用できるよう作成したものです。市内の小・中学校で共通する内容を担保しつつ、学校が実情に応じて創意工夫をしながら、自校のいじめ防止基本方針を策定できるよう、工夫をしたところ です。 今後は、各学校が策定した学校の基本方針を教育委員会として把握するとともに、各学校におけるいじめの防止等の取組が積極的に推進されるよう、校長会議や教頭研修会、各種教員研修会や学校訪問等を通じて指導してまいりたいと考えております。
教 育 長	報告事項（５）「旭川市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針（策定の指針）」について、御意見、御質問等がありますか。
本 田 委 員 員	各学校は、いつまでに学校いじめ防止基本方針を策定するのですか。
教 育 指 導 課 長	策定の指針を既に各学校に配付をしており、新年度速やかに策定できるようにと伝えていきます。
本 田 委 員 員	できることなら、各学校で作成する際、多くの先生が作成に関わってほしいです。要するに、学びながらこれを作ることによって、自分のこととして考えられるようになるのではないかと思います。一部の担当者だけでは、その方は深まるとは思いますが、他の教員の理解が深まらないということもあるので、できることならば、学級担任も含めて作成していただけたら有り難いと思います。それぐらい、濃い内容のものが作成されたと思いますので、是非そのように活用していただきたいです。
教 育 長	学校の実情も十分反映させて作成していただくと良いと思います。市が作成したものをそのまま焼き直しということではなく、自分で考えながら作成することが必要だと思います。
教 育 指 導 課 長	学校に伝えてまいります。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項（５）「旭川市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針（策定の指針）」については、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
教 育 長	他に、何かありますか。
各 委 員 員	ありません。
事 務 局 職 員	ありません。
	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。 議案第９号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」、報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第３号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（３）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。
各 委 員 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第９号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」、報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第３号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（３）「旭川市立学校職員の懲戒処分に

学校施設課長

ついて」は、会議録に概要を記載することといたします。

それでは、議案第1号「平成31年度一般会計予算の補正について」、説明願います。

本件は、平成31年度旭川市一般会計予算の補正について、市長に意見を申し出るものでございます。

今回の補正予算についてですが、平成30年度分の補正予算に伴いまして、平成31年第1回定例市議会において、国庫補助金の活用を見込んだ形で施設改修の整備に係る補正予算の議決を受けたところでありますけれども、国の補助の内定結果でアスベスト含有煙突の改修など、一部事業が不採択となりました。このため、不採択となった全ての事業について、国の平成31年度一般会計当初予算により国庫補助金の交付が見込まれることから、平成31年第1回臨時市議会において、増額補正をしようとするものです。

それでは、具体的な事業について、御説明いたします。

議案書2ページを御覧いただきたいと思えます。学校施設大規模改修費（小学校）、補正額3億2,484万円については、末広北小学校校舎の暖房改修工事のほか、西神楽小学校ほか計八つの小学校で、計11本のアスベスト煙突改修工事を実施しようとするものです。

次に、学校施設大規模改修費（中学校）、補正額1億2,340万円については、東明中学校ほか計五つの中学校で、計7本のアスベスト煙突改修工事を実施しようとするものです。

次に、旭川小学校増改築費、補正額2億2,490万円については、旭川小学校のプールの解体及び改築工事を実施しようとするものです。

次に、東栄小学校増改築費、補正額2億849万6千円については、旭川小学校同様、プール解体及び改築工事を実施しようとするものです。

なお、補正予算に係ります財源の内訳は、資料のとおりとなっております。

教 育 長

議案第1号「平成31年度一般会計予算の補正について」、御意見、御質問等がありますか。

各 委 員

ありません。

各 委 員

それでは、議案第1号「平成31年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員

異議ありません。

各 委 員

「異議なし。」と認め、議案第1号「平成31年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定します。

<議案第9号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」>

平成31年4月1日から平成33年3月31日までを任期とする中原悌二郎賞選考委員として、委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

平成31年2月10日から同年3月12日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

平成31年2月1日付けから同年3月4日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>
平成31年1月28日から同年4月1日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」>
平成31年1月17日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が平成31年2月13日付けで決定した処分内容の報告を受けた。

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。
ありません。
ありません。
それでは、以上で平成31年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》

教 育 長
各 委 員
事 務 局 職
教 育 長